

## 参 考 資 料

- 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 ----- 1
- (抜粋) 地方自治法第 244 条～第 244 条の 4 の規定 ----- 3
- 公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン ----- 5
- 緑化センター条例、同施行規則 ----- 11
- 森林公園条例、同施行規則 ----- 17
- 水産科学館条例、同施行規則 ----- 25
- 岩手県漁港管理条例、同施行規則 ----- 31



(趣旨)

第1条 この条例は、公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「指定申請法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は公営企業の管理者（以下「知事等」という。）が定める日までに、知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に関する計画（以下「管理計画」という。）を記載した書類

(2) 指定申請法人等に係る経営状況及び業務内容を明らかにすることができる書類

(3) その他知事等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も相当と認める指定申請法人等を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること。

(2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。

(4) その他知事等が別に定める基準

(指定等の告示)

第4条 知事等は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第5条 指定管理者は、その名称、住所その他知事等が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(管理の原則)

第6条 指定管理者は、その管理する公の施設における県民の平等な利用の確保を図るとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、管理計画に基づき当該公の施設を適正に管理しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後速やかに、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 経理の状況に関する事項

(4) その他知事等が必要と認める事項

(原状回復義務等)

第8条 指定管理者は、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、知事等の指示するところにより、その管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

第9条 指定管理者は、その管理する公の施設の施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、知事等の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者の役員若しくは当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定の取消し等)

第11条 知事等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令の規定に違反したとき。
- (2) 第3条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第7条本文の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。
- (4) その役員若しくはその指定に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者が、前条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服があ

る者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

# 公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン

平成 16 年 7 月 23 日策定  
平成 17 年 3 月 17 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正  
平成 23 年 11 月 4 日一部改正  
平成 24 年 9 月 27 日一部改正  
岩手県総務部管財課

この「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」は、平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されることとなったことから、その効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものである。

## 1 指定管理者制度の概要

### (1) 指定管理者制度とは

- これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、今回の法改正により、規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。
- 指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。
- 指定管理者となれるものは、法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ない）であり、個人は除かれる。

### (2) 指定管理者制度の仕組み

#### ■ 平等利用の確保（法第 244 条関係）

施設の管理にあたっては、住民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が義務付けられている。

#### ■ 条例の制定（法第 244 条の 2④）

指定の手続き、指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲はあらかじめ条例で定めることとされている。

#### ■ 指定の議決（法第 244 条の 2⑥）

指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

#### ■ 事業報告（法第 244 条の 2⑦）

指定管理者は、毎年度終了後、知事に業務報告書を提出することとされている。

#### ■ 指定の取消し等（法第 244 条の 2⑩、⑪）

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、公の施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消すことができる。

■ 権限の範囲

指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能であるが、使用料の強制徴収（法第 231 条の 3）や不服申立てに対する決定（法第 244 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（法第 238 条の 4 第 7 項）等、行政処分権限を代行することはできない。

(3) 制度導入の対象施設

- 従来の管理委託制度は指定管理者制度に一本化されるため、公の施設の管理は、指定管理者制度を導入せず県が直接管理する方法又は指定管理者制度を導入する方法のみが可能となる。
- 公の施設のうち改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理委託している施設については、改正法施行（平成 15 年 9 月 2 日）後、3 年以内に、個別の条例を改正し、県が直接管理する場合を除き、指定管理者を指定しなければならない。
- 道路法、河川法、学校教育法など個別の法律で、施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度を採れないこととなっている。

例) 学校、道路、河川など

(4) 制度導入に係る条例整備

本県における条例の整備方法としては、指定管理者の指定の手續及び指定管理者に共通な一般的事項については通則条例で定め、それ以外の項目については、個別の設置条例を改正する方法で整備するものである。

条例で定める事項	内 容	整備方法
■ 指定の手續き	申請、選定、指定管理者に共通する一般的事項	「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「指定手續等条例」という。）の制定（平成 16 年 7 月 12 日施行）
■ 管理の基準	休館日、開館時間、使用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報の取扱い等	
■ 業務の範囲	施設・設備の維持管理の範囲、個別の使用許可など指定管理者が行う業務の具体的範囲	

2 制度導入に係る基本的考え方

(1) 対象となる施設のあり方検討と制度導入の考え方

- 岩手県集中改革プログラム（平成 20 年 1 月策定）の「改革 2 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり」に基づき、質の高いサービス提供や、効果的・効率的な施設の運営を推進するため、指定管理者導入施設のモニタリングによる効果検証や、指定管理者制度の導入や更新にあたって、環境の変化等を踏まえた公の施設のあり方の検討を行う。
- 施設毎に指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲、指定の期間の他、募集方法、選定方法などについて検討し、基本方針を定める。

## (2) 指定の手続き

### ア 指定管理者の募集

- 法改正の趣旨に基づき、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は原則、公募とするものとする。  
ただし、施設の性格、規模、機能等を考慮し、適当な理由があるときは、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定することも可能である。
- 募集期間は、1ヶ月以上とし、十分な周知期間を設ける。
- 周知方法は、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く周知を行う。
- 公募にあたっては、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、申請方法、選定基準・選定方法、現在の委託条件、委託額、利用実績など広く情報提供を行う。

### イ 指定管理者の選定

選定の透明性、公平性を確保するために、下記の事項に留意する。

- 最適な候補者を選定するため、選定にあたっては必要に応じて外部の意見を反映させること。
- 外部意見の反映については、必要に応じて専門的な知識を有する有識者などを交えた選定委員会などを設置する。
- 選定委員会は、指定管理者の選定審査の段階での客観性、公平性を確保するため、審査基準等の策定や募集要項の策定の段階から関わっていくことも考えられる。
- 選定にあたっては、指定手続等条例第3条に示している、公平性、効率性及び効果性、安定性について、それぞれの施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査する。
- 選定委員会による選定過程の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成11年3月31日制定)に従って適正に行う。
- 選定結果については、情報公開条例(平成11年条例第61号)第7条第1項各号に該当するものを除き公表するよう努める。

### ウ 指定管理者の指定期間

- 指定管理者の指定期間は、概ね3年～5年程度とする。

### エ 指定管理者の指定議決

- 指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議決を得る。

#### 【議決事項】

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
(類似の施設名称との混乱を避ける必要がある場合は所在地も)
- ・ 指定管理者となる団体の名称と住所
- ・ 指定期間

### オ 協定の締結

- 指定管理者と県で協議のうえ、必要に応じて公の施設の管理に関する協定を締結する。
- 協定書には、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、管理に係る業務の内容に関する事項(指定期間、事業計画、利用料金、業務報告・事業報告、指定の取消し・業務停止、リスク分担、業務の再委託に関する事、関係法令の遵守など)、県が支払う管理費用に関する事項、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いに関

する事項（必記事項）、危機管理に関する事項、その他管理業務の実施にあたっての必要事項について記載する。

### 3 施設設置者としての県の対応

#### (1) 実地調査、指示

- 県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

【調査や指示が必要な場合の例】

- ・ 利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的な取扱いをするようなとき
  - ・ 施設の形質を許可なく変更するようなとき。
  - ・ 経営効率を重視するなどの理由により、要員の配置や施設の管理が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないとき。
  - ・ 承認料金制をとる場合、明らかに値下げを申請すべきにも関わらず、これをしないとき。
  - ・ 災害等の緊急時において、施設を利用しようとするとき。
- 施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などをモニタリングする仕組みを整え、必要に応じて立入り調査を行い、改善勧告など行う。

#### (2) 指定の取消し等

- 県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき等は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### 4 その他

#### (1) 暴力団員等の排除の措置

##### ア 公の施設の管理運営からの排除

- 団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等という。」）であるときは、当該団体を指定管理者に指定しない。
- 県は、指定管理者に応募する団体又は指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であるかどうかについて、公の施設の管理運営からの暴力団排除に関する合意書（平成18年1月16日締結）に基づき、必要に応じて警察本部に照会する。
- 指定管理者は、警備、清掃等の個々具体的な業務を第三者に委託するときは、役員等が暴力団員等である者を相手方として契約を行ってはならない。
- 指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であることが判明したとき、又

は指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合に、契約の相手方の役員等が暴力団員等であることを知ったにも関わらず指定管理者が当該契約を解除しなかったときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

#### イ 暴力団等の利益となる施設の利用の排除

- 公の施設の利用が暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資するなど、暴力団等の利益となる利用と認められるときは、施設の利用を許可しない。ただし、暴力団員等であっても、暴力団等の利益とならない個人的又は家族による利用については排除の対象としない。

#### (2) その他留意事項

- 指定管理者制度においては、利用料金制及び承認料金制を採用することができる。
- 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、警備、清掃などの個々具体的な業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能である。
- 指定管理者が行う処分については、「行政手続条例」（平成12年条例第6号）第5条～29条及び35条が適用される。（聴聞手続きについては、聴聞規則を準用。）

### 5 関係法令等

- 地方自治法第244条関係（昭和22年法律第67号）
- 総務省自治行政局長通知（平成15年7月17日総行行第87号）
- 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第36号）
- 個人情報保護条例第9条（平成13年条例第7号）
- 外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号（平成11年条例第4号）
- 情報公開条例第41条の2（平成10年条例第49号）
- 各施設の設置管理条例及び施行規則

...the ... of ...  
...the ... of ...  
...the ... of ...  
...the ... of ...

...the ... of ...  
...the ... of ...  
...the ... of ...  
...the ... of ...

...the ... of ...  
...the ... of ...  
...the ... of ...  
...the ... of ...

改正

平成2年3月29日 条例第10号  
 平成5年3月26日 条例第20号  
 平成9年3月27日 条例第40号  
 平成12年3月28日 条例第35号  
 平成17年7月11日 条例第55号  
 平成18年3月8日 条例第3号  
 平成23年3月16日 条例第16号  
 平成26年3月28日 条例第52号

緑化センター条例をここに公布する。

緑化センター条例

(設置)

第1条 県民の緑化に関する知識及び技術の普及向上を図り、生活環境の緑化の推進に資するため、緑化センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県立緑化センター	奥州市

一部改正〔平成17年条例55号〕

(指定管理者による管理)

第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加〔平成18年条例3号〕、一部改正〔平成23年条例16号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他センターの利用の促進に関する業務

追加〔平成18年条例3号〕

(使用等の許可)

第2条 センターの施設のうち緑化木流通施設を使用しようとする者は、指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成18年条例3号・23年16号〕

第3条 センター（緑化木流通施設を除く。以下この項において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。
- (3) 展示会その他これに類する催しのため、センターの全部又は一部を独占して使用すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

一部改正〔平成18年条例3号〕

(行為の禁止)

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所でたき火、炊飯、野営又は球技を行うこと。
- (6) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けたとき。
- (4) センターの管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

一部改正〔平成18年条例3号〕

(利用料金)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、緑化木流通施設の利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 知事がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成18年条例3号・23年16号〕

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成18年条例3号〕

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

一部改正〔平成18年条例3号〕

(損害賠償等)

第9条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成18年条例3号〕

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成5年条例20号・18年3号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
別表の2条例により徴収するものの項に次の1号を加える。

(39) 緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号）による使用料

附 則（平成2年3月29日条例第10号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第20号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第40号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に緑化木流通施設の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第35号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に緑化木流通施設の使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月11日条例第55号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) （省略）

(5) （前略）第42条（中略）の規定 平成18年2月20日

(6) （省略）

附 則（平成18年3月8日条例第3号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の緑化センター条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第52号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

利用料金の上限額		
9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
440円	610円	1,210円

一部改正〔平成2年条例10号・5年20号・9年40号・12年35号・18年3号・26年52号〕



改正

平成元年3月31日規則第13号  
平成5年3月30日規則第43号  
平成6年3月31日規則第132号  
平成11年3月31日規則第102号  
平成18年3月31日規則第48号  
平成21年3月3日規則第4号

緑化センター条例施行規則をここに公布する。

緑化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 岩手県立緑化センター（以下「センター」という。）の施設で別表に掲げるもの（以下「センターの施設」という。）の休所日は、12月15日から翌年3月14日までとする。

2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。

一部改正〔平成5年規則43号・18年48号・21年4号〕

(開所時間)

第3条 センターの施設の開所時間は、3月15日から9月30日までにあつては9時から17時までとし、10月1日から12月14日までにあつては9時から16時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成5年規則43号・18年48号・21年4号〕

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成5年規則43号・18年48号〕

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設の火気取締り並びに施設、設備及び樹木の保安管理に留意すること。
- (2) 使用を終わったとき、又は条例第5条の規定により使用の許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でセンター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入所させないこと。
- (4) その他センターの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

一部改正〔平成元年規則13号・5年43号・11年102号・18年48号〕

(指定管理者による立入り)

第6条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認められるときは、使用中の施設等にその職員を立ち入らせることができる。

一部改正〔平成5年規則43号・18年48号〕

(汚損等の届出)

第7条 センターに入所した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成5年規則43号・18年48号〕

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第43号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第132号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の森林病虫害等防除法施行細則等に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書等又は許可書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は許可書については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第102号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第48号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表

施設名	林業展示館 緑化木流通施設 研修用ガラス室
-----	-----------------------

## 改正

昭和60年 3月29日条例第18号  
 平成元年 3月28日条例第35号  
 平成元年 7月 7日条例第61号  
 平成 6年 3月30日条例第21号  
 平成 9年 3月27日条例第39号  
 平成11年 3月23日条例第28号  
 平成12年 3月28日条例第34号  
 平成13年10月12日条例第61号  
 平成16年 3月25日条例第22号  
 平成17年 3月28日条例第45号  
 平成17年12月15日条例第92号  
 平成23年 3月16日条例第16号  
 平成25年 7月16日条例第55号  
 平成26年 3月28日条例第54号

県民の森条例をここに公布する。

## 森林公園条例

題名改正〔平成12年条例34号〕

## (設置)

第1条 県民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上に資するとともに、青少年の森林に関する体験的学習による森林愛護思想の高揚を図るため、森林公園を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県県民の森	八幡平市
岩手県滝沢森林公園	滝沢市
岩手県千貫石森林公園	胆沢郡金ヶ崎町
岩手県大窪山森林公園	大船渡市
岩手県折爪岳森林公園	二戸市

2 森林公園の区域は、知事が告示する。その区域を変更した場合も、同様とする。

一部改正〔平成12年条例34号・13年61号・17年45号・25年55号〕

## (指定管理者による管理)

第1条の2 森林公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加〔平成17年条例92号〕、一部改正〔平成23年条例16号〕

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他森林公園の利用の促進に関する業務

追加〔平成17年条例92号〕

## (使用等の許可)

第2条 森林公園の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が森林公園の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他森林公園の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、森林公園の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成12年条例34号・17年92号・23年16号〕

第3条 森林公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。
- (3) 展示会その他これに類する催しのため、森林公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

一部改正〔平成12年条例34号・17年92号〕

(行為の禁止)

第4条 森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所でたき火、炊飯、野営又は球技を行うこと。
- (6) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

一部改正〔平成12年条例34号〕

(使用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第2条第3項(第3条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは森林公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項又は第3条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 森林公園の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

一部改正〔平成12年条例34号・17年92号〕

(利用料金)

第6条 第2条第1項の許可(森林ふれあい学習館多目的ホール、森林ふれあい学習館ミーティングルーム又はキャンプ場に係るものに限る。)又は第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、森林公園の利用に係る料金(知事が森林公園の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事が森林公園の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成16年条例22号・17年92号・23年16号〕

(利用料金の免除)

第7条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成17年条例92号〕

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

一部改正〔平成17年条例92号〕

(損害賠償等)

第9条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成17年条例92号〕

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成17年条例92号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 森林学習展示館条例（昭和52年岩手県条例第25号）は、廃止する。

附 則（昭和60年3月29日条例第18号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日条例第35号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月7日条例第61号）

この条例は、平成元年9月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第21号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第39号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第28号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第34号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項の表の改正規定（岩手県折爪岳森林公園及び岩手県大窪山森林公園に係る部分に限る。）及び別表第1の改正規定（岩手県折爪岳森林公園及び岩手県大窪山森林公園に係る部分に限る。）は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年10月12日条例第61号）

この条例は、平成13年11月15日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第22号）

この条例は、平成16年4月29日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第45号抄）

- 1 この条例中（中略）第15条（中略）の規定は同年〔平成17年〕9月1日から（中略）施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第92号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の森林公園条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第6条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月16日条例第55号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第54号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

森林公園の名称	施設名
岩手県民の森	集合訓練広場 森林ふれあい学習館多目的ホール 森林ふれあい学習館ミーティングルーム 木材工芸センター キャンプ場
岩手県滝沢森林公園	研修室
岩手県千貫石森林公園	研修室
岩手県大窪山森林公園	研修室
岩手県折爪岳森林公園	研修室

全部改正〔平成12年条例34号〕、一部改正〔平成13年条例61号・16年22号・17年92号〕

別表第2（第6条関係）

1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合

(1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム

区分	単位	利用料金の上限額
森林ふれあい学習館多目的ホール	1時間までごとに	1,960円
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	1時間までごとに	1,030円

(2) キャンプ場

単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額
1日までごとにテント1張につき	620円	テント 1日までごとに1張につき 620円

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合

区分	単位	利用料金の上限額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	520円
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	210円
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	4,630円

全部改正〔平成17年条例92号〕、一部改正〔平成26年条例54号〕

改正

平成元年3月31日規則第14号  
平成元年8月11日規則第83号  
平成6年3月31日規則第134号  
平成11年3月31日規則第83号  
平成12年3月28日規則第125号  
平成13年11月12日規則第134号  
平成16年3月31日規則第29号  
平成18年3月31日規則第47号  
平成22年3月31日規則第36号

県民の森条例施行規則をここに公布する。

森林公園条例施行規則

題名改正〔平成12年規則125号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号。以下「条例」という。）の実施に  
関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年規則125号〕

(休場日及び使用時間)

第2条 森林公園の施設で条例別表第1に掲げるもの（以下「森林公園の施設」という。）の休場日  
及び使用時間は、別表のとおりとする。

2 条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認める  
ときは、森林公園の所在地を所管する広域振興局長の承認を得て、前項の休場日以外の日において  
臨時に休場し、又は同項の休場日において臨時に開場することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の使用時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成11年規則83号・12年125号・18年47号・22年36号〕

(許可の申請)

第3条 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けよう  
とする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第2条第1項の規定による許可（集合訓練広場、木材工芸センター又はキャンプ場に係るも  
のに限る。以下この項において同じ。）を受けようとする者が個人使用に係る許可を受けようとす  
る者であるときは、前項の規定にかかわらず、森林公園の施設を使用しようとする日の5日前から  
森林公園の施設を使用しようとする日までに口頭で許可を求めることができる。

一部改正〔平成11年規則83号・12年125号・16年29号・18年47号〕

(許可の条件)

第4条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用施設の火気取締り並びに施設、設備及び樹木の保安管理に留意すること。

(2) 使用を終わったとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理  
者の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。

(3) 感染症の患者、めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で森林公園内の秩序又は  
風俗を乱すおそれがあると認められるものを入園させないこと。

(4) その他森林公園の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

一部改正〔平成元年規則14号・11年83号・12年125号・18年47号〕

(指定管理者による立入り)

第5条 指定管理者は、森林公園の管理上必要があると認められるときは、使用中の森林公園の施設  
等に森林公園の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

一部改正〔平成12年規則125号・18年47号〕

(利用料金の免除及び還付)

第6条 条例第7条又は第8条の規定により利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとす

る者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成11年規則83号・12年125号・18年47号〕

(汚損等の届出)

第7条 森林公園に入園した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成11年規則83号・12年125号・18年47号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 森林学習展示館条例施行規則（昭和52年岩手県規則第54号）は、廃止する。

附 則（平成元年3月31日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年8月11日規則第83号）

この規則は、平成元年9月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第134号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の（中略）県民の森条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書等又は許可書等については適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は許可書等については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第83号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県民の森条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は公布する申請書又は許可書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は許可書については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日規則第125号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（岩手県折爪岳森林公園及び岩手県大窪山森林公園に係る部分に限る。）は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の森林公園条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書又は許可書等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は許可書等については、なお従前の例による。

附 則（平成13年11月12日規則第134号）

この規則は、平成13年11月15日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第29号）

- 1 この規則は、平成16年4月29日から施行する。
- 2 この規則による改正後の森林公園条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書又は許可書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は許可書については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日規則第47号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第36号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

施設の所在する森林公園の名称	休場日	使用時間
岩手県県民の森	1 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以	宿泊の場合にあっては到着の日の13時から出

	<p>下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</p> <p>2 12月29日から翌年1月3日まで</p>	<p>発の日の10時まで、一時使用の場合にあっては9時から16時まで</p>
岩手県滝沢森林公園	<p>1 火曜日 (休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</p> <p>2 12月29日から翌年1月3日まで</p>	9時から16時30分まで
岩手県千貫石森林公園	<p>1 月曜日 (休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</p> <p>2 12月1日から翌年3月31日まで</p>	9時から16時まで
岩手県大窪山森林公園	<p>1 月曜日 (休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)</p> <p>2 12月1日から翌年4月30日まで</p>	9時から16時まで
岩手県折爪岳森林公園	<p>11月の第4日曜日から翌年4月の第4土曜日まで</p>	9時から17時まで

全部改正〔平成18年規則47号〕

10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

## 改正

平成元年3月28日条例第36号  
 平成3年3月13日条例第22号  
 平成6年3月30日条例第22号  
 平成7年7月14日条例第44号  
 平成9年3月27日条例第42号  
 平成11年3月23日条例第30号  
 平成18年3月8日条例第4号  
 平成23年3月16日条例第16号  
 平成26年3月28日条例第55号

水産科学館条例をここに公布する。

## 水産科学館条例

## (設置)

第1条 水産資源、水産技術等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、県民の水産についての知識の普及及び教養の向上を図るため、水産科学館（以下「科学館」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県立水産科学館	宮古市

## (指定管理者による管理)

第1条の2 科学館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加〔平成18年条例4号〕、一部改正〔平成23年条例16号〕

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他科学館の利用の促進に関する業務

追加〔平成18年条例4号〕

## (入館の許可)

第2条 科学館に入館しようとする者は、指定管理者（知事が科学館の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他科学館の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、科学館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成18年条例4号・23年16号〕

## (行為の禁止)

第3条 科学館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (4) 指定された場所以外の場所で喫煙又は飲食をすること。

- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (6) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (入館許可の取消し等)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を受けた者（以下「入館者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第2条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 科学館の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

一部改正〔平成18年条例4号〕

(利用料金)

第5条 入館者は、科学館の利用に係る料金（知事が科学館の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 知事が科学館の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成18年条例4号・23年16号〕

(利用料金の免除)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 教育課程に基づく教育活動として、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒を引率する者が入館するとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が入館するとき。
- (3) その他指定管理者が適当と認めるとき。

一部改正〔平成7年条例44号・9年42号・18年4号〕

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 第4条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が入館の許可を取り消したとき。
- (2) 入館者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

一部改正〔平成18年条例4号〕

(損害賠償等)

第8条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成18年条例4号〕

(補則)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成18年条例4号〕

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和61年4月規則第66号で、同61年4月18日から施行)

附 則（平成元年3月28日条例第36号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月13日条例第22号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第22号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月14日条例第44号）

この条例は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第42号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第30号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日条例第4号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水産科学館条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第5条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第55号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

普通利用料金の上限額			特別利用料金の上限額
区分	個人	20人以上の団体	特別な資料を展示した場合において、その資料を閲覧しようとする者 1,030円
学生	210円	1人につき 110円	
一般	410円	1人につき 210円	

備考 幼児に係る普通利用料金及び特別利用料金並びに小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に係る普通利用料金は、無料とする。

全部改正〔平成9年条例42号〕、一部改正〔平成11年条例30号・18年4号・26年55号〕

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

改正

平成7年7月31日規則第85号

平成9年3月31日規則第52号

平成18年3月24日規則第33号

水産科学館条例施行規則をここに公布する。

水産科学館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水産科学館条例(昭和61年岩手県条例第23号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 岩手県立水産科学館(以下「科学館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であつて当該休日に最も近い休日でない日)

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 条例第1条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

一部改正〔平成18年規則33号〕

(開館時間)

第3条 科学館の開館時間は、9時から16時30分までとする。ただし、16時以後は、入館することができない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成18年規則33号〕

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人の入館に係る許可の場合にあつては、口頭で行うことができる。

一部改正〔平成18年規則33号〕

(条例第6条の規則で定める者)

第5条 条例第6条第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)及びその介護を行う者

(2) 条例第6条第2号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者

(3) 条例第6条第2号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を行う者

追加〔平成7年規則85号〕、一部改正〔平成18年規則33号〕

(損傷等の届出)

第6条 科学館に入館した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成7年規則85号・18年33号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月18日から施行する。
- 2 市町村長に対する事務委任規則（昭和55年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。  
別表第2に次のように加える。

16 水産科学館条例（昭和61年度岩手県条例第23号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第2条第1項の規定による入館の許可 (2) 条例第4条の規定による入館の許可の取消し、効力の停止、条件の変更又は行為の中止、原状の回復若しくは退去の命令 (3) 条例第6条の規定による入館料の免除	宮古市長
--	------

附 則（平成7年7月31日規則第85号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第52号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第33号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

改正

昭和45年3月27日条例第17号  
昭和48年1月1日条例第8号  
昭和54年3月13日条例第17号  
昭和59年3月30日条例第17号  
昭和63年3月22日条例第16号  
平成7年3月17日条例第24号  
平成7年12月14日条例第55号  
平成9年3月27日条例第43号  
平成12年3月28日条例第46号  
平成13年3月30日条例第31号  
平成14年3月29日条例第32号  
平成17年7月11日条例第55号  
平成17年12月15日条例第93号  
平成18年12月13日条例第77号  
平成22年3月29日条例第10号  
平成23年3月16日条例第16号  
平成25年3月29日条例第28号  
平成26年3月28日条例第56号  
平成28年3月25日条例第41号

岩手県漁港管理条例をここに公布する。

岩手県漁港管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和48年条例8号・54年17号・平成14年32号〕

(漁港施設の維持運営)

第2条 知事は、県の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（付帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止又は物件の除去に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設（以下「乙種漁港施設」という。）の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

一部改正〔昭和48年条例8号・54年17号・平成13年31号〕

(漁港の保全)

第3条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき理由によるものでないときは、当該施設を原状に復し、又はその損害を賠償することを要しない。

第4条 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域（法第39条第1項に規定する公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築、増築若しくは移築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。

- 3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最少限度の区域に限ってするものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを公示しなければならない。

一部改正〔昭和48年条例8号〕

(漁港の区域内における秩序維持)

第5条 知事は、漁港の区域内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、その区域内に停泊、停留若しくは係留（以下「停係泊」という。）をする船舟又は甲種漁港施設に駐車若しくは停車をする車両若しくは陸置きする船舟（これらのうち法第39条第5項の規定により知事が指定する区域内に捨てられ、又は放置された同項第2号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。）に対して移動を命ずることができる。

一部改正〔昭和54年条例17号・平成18年77号〕

(危険物等についての制限)

第6条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事の指示した場所でなければ停係泊をしてはならない。

- 2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 3 危険物等の種類は、規則で定める。

一部改正〔昭和54年条例17号・平成13年31号〕

(漂流物の除去)

第7条 漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、所有者又は占有者が不明なときは、知事は、当該物件を除去するものとする。

一部改正〔平成13年条例31号〕

(係留施設における行為の制限)

第8条 甲種漁港施設である係留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 船舟の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかなる他の物件を係留すること。
- (2) 漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積み以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。
- (3) 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。
- (4) 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

一部改正〔昭和54年条例17号・平成13年31号〕

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第9条 知事は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所又は時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。
- 3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ及び船積みが終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

一部改正〔平成13年条例31号〕

(使用の届出)

第10条 甲種漁港施設（航路、道路、橋、漁港環境整備施設（種市漁港及び吉里吉里漁港に係るものを除く。）及び別表第1に掲げる施設並びに第12条第1項第2号の規定により知事が指定する施設を除く。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和48年条例8号・平成7年55号・13年31号・14年32号・17年93号〕

(占用等の許可)

- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。
- 5 知事が駐車場の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

追加〔平成17年条例93号〕、一部改正〔平成23年条例16号〕

(利用料金の免除)

第18条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が使用する時。

(2) その他指定管理者が適当と認めるとき。

追加〔平成17年条例93号〕

(利用料金の不還付)

第18条の7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第18条の4第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

追加〔平成17年条例93号〕

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条の規定による知事の命令に従わない者

(3) 第6条第1項又は第2項の規定に違反した者

(4) 第7条第1項の規定による知事の命令に従わない者

(5) 第8条、第9条第3項、第11条第1項、第12条第1項又は第18条の3第1項の規定に違反した者

(6) 第16条又は第17条第1項の規定による知事の命令に違反した者

一部改正〔平成7年条例24号・55号・13年31号・17年93号〕

第20条 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

一部改正〔平成7年条例55号・12年46号〕

(補則)

第21条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成7年条例55号〕

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月27日条例第17号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年1月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して2月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定中「100円」を「220円」に改める規定、備考の3の改正規定及び備考の4を加える規定は、昭和48年4月1日から施行する。

(昭和48年2月規則第4号で、同48年2月17日から施行)

附 則(昭和54年3月13日条例第17号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日条例第17号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月22日条例第16号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日条例第24号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月14日条例第55号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第43号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第46号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第31号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日条例第32号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第1条及び第17条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月11日条例第55号抄）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (省略)

(3) (前略) 第29条から第31条まで (中略) の規定 平成18年1月1日

(4)～(6) (省略)

附 則（平成17年12月15日条例第93号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の岩手県漁港管理条例（以下「改正後の条例」という。）第18条に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、改正後の条例別表第6に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて改正後の条例第18条の5第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

（経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月13日条例第77号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第10号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第56号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第41号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第10条、第12条、第12条の2、第13条、第18条、第18条の2関係）

漁港	施設
種市漁港	1 レクリエーション又はスポーツの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供するための施設（以下「レクリエーション等施設」という。）で次に掲げるもの (1) 棧橋 (2) 岸壁 (3) 船揚場 (4) 泊地
	2 主として漁業者以外の者の利用を目的とする駐車場（以下単に「駐車場」という。）
	3 漁港環境整備施設
吉里吉里漁港	1 レクリエーション等施設で次に掲げるもの (1) 棧橋 (2) 岸壁 (3) 船揚場 (4) 泊地
	2 駐車場
	3 漁港環境整備施設
箱崎漁港	レクリエーション等施設で次に掲げるもの (1) 棧橋 (2) 岸壁 (3) 船揚場 (4) 泊地

追加〔平成7年条例55号〕、一部改正〔平成13年条例31号・14年32号・17年93号〕  
別表第2（第13条関係）

施設の種類	区分 工作物を設置する場合 （電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。）	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
岸壁 物揚場 棧橋		1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の1000分の0.3	1本ごとに1年につき380円	1メートルまでごとに1年につき82円	1メートルまでごとに1年につき140円
船揚場 漁具干場	1平方メートルまでごとに1年につき近傍類似地の時価の100分の3	1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の1000分の0.1			
漁港施設用地	1平方メートルまでごとに1年につき近傍類似地の時価の100分の5	1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の1000分の0.2			
荷さばき所	1平方メートルまでごとに1年につき近傍類似地の時価の100分の3				
野積場		1平方メートルまで			

		ごとに1日につき近傍類似地の時価の1000分の0.6		
道路				

備考 1 この表において、1年を単位として計算するものについて1年に満たない端数があるときは、月割りとする。

2 この表において「時価」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳による1平方メートル当たりの価格の額とする。

3 工作物が甲種漁港施設の上空を占有する場合の占有料は、当該工作物が当該甲種漁港施設に投影する面積についてこの表により計算した額とする。ただし、地上10メートル以上の上空の占有にあつては、その額の2分の1の額とする。

4 占有の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、棧橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占有で占有の期間が1月以上のものについての占有料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。

5 占有料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、占有料の額が100円に満たないときは、100円とする。

全部改正〔平成9年条例43号〕、一部改正〔平成13年条例31号・22年10号・25年28号・26年56号・28年41号〕

別表第3（第13条関係）

施設の種類		使用料
レクリエーション等施設	棧橋	船長1メートルごとに1日につき60円
	岸壁	船長1メートルごとに1日につき10円
	船揚場 泊地	
指定漁港施設		船長1メートルごとに1日につき10円

備考 1 この表において「船長」とは、実測による船体の全長をいう。

2 船長に1メートル未満の端数がある場合は、端数を1メートルに切り上げる。

3 1日を単位として計算するものについてその期間が1日に満たない場合の料金は、1日として計算する。

追加〔平成7年条例55号〕、一部改正〔平成9年条例43号・13年31号・14年32号・17年93号〕

別表第4（第14条関係）

種別	単位	金額
土砂	1立方メートルまでごとに	60円
砂		100円
砂利		150円
切り込み砂利		120円
栗(くり)石(径15センチメートル未満の土石をいう。)		180円
玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満の土石をいう。)		210円
転石(径60センチメートル以上の土石をいう。)	1個につき	120円

追加〔平成12年条例46号〕、一部改正〔平成13年条例31号〕

別表第5（第14条関係）

区分	工作物を設置する場合(電柱類又は地下埋設物を設置する場合)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチ	外径40センチ

	を除く。)			チメートル未満	チメートル以上
水域	1平方メートルまでごとに1年につき連続地(その近傍地を含む。)の時価の平均価格の100分の3		1本ごとに1年につき380円	1メートルまでごとに1年につき82円	1メートルまでごとに1年につき140円
公共空地	1平方メートルまでごとに1年につき近傍類似地の時価の100分の4	1平方メートルまでごとに1日につき近傍類似地の時価の1,000分の0.2			

備考1 この表において、1年を単位として計算するものについて1年に満たない端数があるときは、月割りとする。

- 2 この表において「時価」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳による1平方メートル当たりの価格の額とする。
- 3 工作物が水面又は公共空地の上空を占用する場合の公共空地等占用料は、当該工作物が当該水面又は公共空地に投影する面積についてこの表により計算した額とする。ただし、地上(水面にあっては、春分又は秋分の日における満潮位をいう。)10メートル以上の上空の占用にあっては、その額の2分の1の額とする。
- 4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 5 公共空地等占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、公共空地等占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

追加〔平成12年条例46号〕、一部改正〔平成13年条例31号・22年10号・25年28号・26年56号・28年41号〕

別表第6 (第18条の5 関係)

単位	利用料金の上限額
4輪以上の自動車1台1回につき	1,340円

追加〔平成7年条例55号〕、一部改正〔平成12年条例46号・17年55号・93号・26年56号〕



改正

昭和40年11月2日規則第85号  
昭和42年1月1日規則第2号  
昭和48年2月17日規則第6号  
昭和61年3月31日規則第56号  
平成6年3月31日規則第143号  
平成8年3月29日規則第30号  
平成9年3月27日規則第13号  
平成10年3月31日規則第72号  
平成11年3月31日規則第102号  
平成12年3月28日規則第130号  
平成13年3月30日規則第86号  
平成14年3月29日規則第46号  
平成16年2月27日規則第7号  
平成17年3月4日規則第4号  
平成17年10月28日規則第89号  
平成18年3月31日規則第50号  
平成19年3月30日規則第45号  
平成22年3月31日規則第36号  
平成25年3月29日規則第11号

岩手県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

岩手県漁港管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和48年規則6号・61年56号〕

(甲種漁港施設の滅失等の届出)

第2条 条例第3条第2項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失（損傷）届（様式第1号）を所管広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成22年36号〕

(指定区域内における工作物の新築の承認申請等)

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、指定区域内工作物新築等承認申請書（様式第2号）を局長に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 水産物加工用又は漁具乾燥用の仮設物の建設
- (2) 船舟、漁具又は水産物の保管のための仮設物の建設
- (3) 船舟の巻揚機の仮設
- (4) 漁具の敷設又は船舟の誘導のための仮設物の建設
- (5) 漁港工事に用いる工作物の仮設

一部改正〔平成14年規則46号・22年36号〕

(危険物等の荷役の許可申請等)

第4条 条例第6条第2項の規定による許可を受けようとする者は、危険物等荷役許可申請書（様式第3号）を局長に提出しなければならない。

2 条例第6条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症（五類感染症を除く。）の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるもの
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条各号に掲げる食品又は添加物
- (3) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）別表に掲げるもの

の

(4) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げるもので医薬品以外のもの

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成9年13号・11年102号・13年86号・16年7号・22年36号・25年11号〕

(陸揚輸送及び出漁準備区域における停係泊の承認申請)

第5条 条例第9条第3項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、陸揚輸送及び出漁準備区域における停(係)泊承認申請書(様式第4号)を局長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成13年86号・22年36号〕

(甲種漁港施設の使用の届出)

第6条 条例第10条の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設使用届(様式第5号)を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第15条に規定する船舶については、同条第1項の届出又は同条第2項の報告をもって前項の届出に代えることができる。

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成8年30号・13年86号・22年36号〕

(占用等の許可申請)

第7条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、甲種漁港施設占用等許可申請書(様式第6号)を局長に提出しなければならない。

2 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、レクリエーション等(指定漁港)施設使用許可申請書(様式第7号)を局長に提出しなければならない。

3 条例第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可の有効期間満了後引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の20日前(許可の有効期間が1月以内の場合にあっては、5日前)までに、前2項の許可申請書を提出しなければならない。

一部改正〔昭和40年規則85号・48年6号・61年56号・平成8年30号・12年130号・13年86号・14年46号・18年50号・22年36号〕

(船舶の一時的な使用の届出)

第7条の2 条例第12条の2の規定による届出をしようとする者は、漁港施設一時使用届(様式第8号)を局長に提出しなければならない。

追加〔平成14年規則46号〕、一部改正〔平成18年規則50号・22年36号〕

(占用料等の納付方法)

第8条 条例第13条第1項の占用料等及び条例第14条第1項の採取料等(土砂採取料を除く。)は、条例第11条第1項の規定により許可をした占用の期間、第12条第1項の規定により許可をした使用の期間又は漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定により許可した採取の量又は占用の期間に係る分を当該許可の際に一括して納付しなければならない。ただし、当該占用又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。

全部改正〔昭和48年規則6号〕、一部改正〔平成8年規則30号・12年130号・13年86号・14年46号・18年50号〕

(減免等の基準)

第9条 条例第13条第3項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により占用料等又は採取料等の減免につき特別の理由があると認める場合は、次の基準によるものとする。

(1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は直接公共の用に供するとき(占用料等に係る場合に限る。)

(2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う団体が、その事務又は事業のために直接占用し、使用し、又は採取するとき。

(3) 漁港関係工事用の工作物を仮設し、資材等置場として工事請負人が占用し、又は資材運搬等のため停係泊施設として工事請負人が使用するとき。

(4) 天災その他の不可抗力又は許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用、使用又は採取が不可能となったとき。

(5) 漁港の利用を増進するものであって、営利を目的としないものであるとき(採取料等に係る場合に限る。)

(6) 前各号に掲げる場合のほか、県の行政遂行上特に必要があると知事又は局長が認めたとき。  
追加〔昭和48年規則6号〕、一部改正〔昭和61年規則56号・平成8年30号・12年130号・13年86号・14年46号・22年36号〕

第9条の2 条例第13条第4項ただし書（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の返還につき特別の理由があると認めるときは、前条第3号又は第6号の場合を基準とするものとする。

追加〔昭和48年規則6号〕、一部改正〔平成8年規則30号・12年130号・13年86号〕

（減免申請）

第9条の3 条例第13条第3項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の減免を受けようとする者は、占用料等（採取料等）減免申請書（様式第9号）を第7条第1項若しくは第2項又は漁港漁場整備法施行細則（昭和48年岩手県規則第7号）第6条第2号若しくは第4号の許可申請書に添付して知事又は局長に提出しなければならない。第7条第3項又は漁港漁場整備法施行細則第8条第2項の規定により許可の有効期間満了後継続して第7条第1項若しくは第2項又は漁港漁場整備法施行細則第6条第2号若しくは第4号の許可申請書を提出する場合も同様とする。

全部改正〔平成12年規則130号〕、一部改正〔平成13年規則86号・14年46号・22年36号〕

（入出港の届出）

第10条 条例第15条第1項に規定する知事の指定する漁港は、山田漁港、大槌漁港、釜石漁港及び大船渡漁港とする。

2 条例第15条第1項の規定による届出をしようとする者は入出港届（様式第10号（国際航海に従事する船舶に係るもの）にあつては、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第8条の2に規定する様式）を、条例第15条第2項の規定による報告をしようとする者は入出港状況報告書（様式第11号）を局長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成8年30号・13年86号・17年89号・22年36号〕

（区域及び輸送施設の指定）

第11条 条例第4条第4項に規定する区域を指定したときは、告示するものとする。

追加〔昭和48年規則6号〕、一部改正〔平成8年規則30号〕

（休止）

第12条 条例第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、条例別表第1に掲げる駐車場（以下「駐車場」という。）の全部又は一部の使用を休止することができる。

追加〔平成18年規則50号〕

（駐車場の使用時間）

第13条 駐車場の使用時間は、9時から17時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成18年規則50号〕

（駐車場の使用の手続）

第14条 条例第18条の3第1項の許可を受けようとする者は、口頭で当該許可を求めるものとする。

追加〔平成18年規則50号〕

（条例第18条の6の規則で定める者）

第15条 条例第18条の6第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）及びその介護を行う者

(2) 条例第18条の6第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）と同等以上の障害があると指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者

(3) 条例第18条の6第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その

保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護を行う者

追加〔平成18年規則50号〕

(利用料金の免除及び還付)

第16条 条例第18条の6又は第18条の7の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

追加〔平成18年規則50号〕

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年11月2日規則第85号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年1月1日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則(中略)は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年2月17日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第56号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第143号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県漁港管理条例施行規則及び漁港法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月29日規則第30号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第72号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第102号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日規則第130号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第86号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第46号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第8条第1項、第9条の3及び様式第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月27日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月4日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年10月28日規則第89号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第50号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第45号抄)

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第36号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成6年143号・9年13号・22年36号〕

様式第2号（第3条関係）

一部改正〔昭和61年規則56号・平成6年143号・14年46号・22年36号〕

様式第3号（第4条関係）

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成6年143号・9年13号・13年86号・22年36号〕

様式第4号（第5条関係）

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成6年143号・9年13号・13年86号・22年36号〕

様式第5号（第6条関係）

全部改正〔平成14年規則46号〕、一部改正〔平成22年規則36号〕

様式第6号（第7条、第9条の3関係）

一部改正〔昭和40年規則85号・48年6号・61年56号・平成6年143号・9年13号・10年72号・13年86号・22年36号〕

様式第7号（第7条関係）

追加〔平成8年規則30号〕、一部改正〔平成9年規則13号・13年86号・14年46号・17年4号・18年50号・19年45号・22年36号〕

様式第8号（第7条の2関係）

追加〔平成14年規則46号〕、一部改正〔平成18年規則50号・22年36号〕

様式第9号（第9条の3関係）

追加〔昭和48年規則6号〕、一部改正〔昭和61年規則56号・平成6年143号・8年30号・9年13号・12年130号・13年86号・22年36号〕

様式第10号（第10条関係）

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成6年143号・8年30号・9年13号・13年86号・22年36号〕

様式第11号（第10条関係）

一部改正〔昭和40年規則85号・61年56号・平成6年143号・8年30号・9年13号・13年86号・22年36号〕

